

## 北太平洋漁業委員会（N P F C）「年次会合」の結果について

- サンマの漁獲数量規制に関し、以下のとおり合意された。
  - ・ 2020年漁期におけるN P F C条約水域（公海）への漁獲割当量（T A C）を33万トンとする（日ロE E Z内では、約22万6千トンまでの漁獲が可能）。
  - ・ 各国は公海での漁獲量が2018年の実績を超えないよう管理。
- マイワシ、スルメイカについて、新たに、許可隻数の増加抑制等の措置を導入することで合意された。

### 1 日程・場所

7月16日（火）～18日（木）、品川（東京）において開催。

### 2 参加国・地域

日本、米国、カナダ、中国、ロシア、韓国、バヌアツ、台湾の8か国・地域。

### 3 我が国出席者

#### （1）水産庁

香川顧問（政府代表及び会合の議長）、神谷資源管理部長、太田審議官ほか。

#### （2）関係業界

全国さんま棒受け網漁業組合、北部太平洋まき網漁業協同組合連合会、日本トロール底魚協会等。

### 4 結果の概要

#### （1）サンマ

2020年のサンマの漁獲数量規制に関し、以下の措置に合意。

- ・ N P F C条約水域（公海）での漁獲割当量（T A C）を33万トンに制限（分布域全体の漁獲量が55万6,250トンを超えないこととしたため、日ロE E Zでは、22万6,250トンまでの漁獲が可能）。
- ・ 各国の公海での漁獲量が、2018年の漁獲実績を超えないよう管理。
- ・ 来年の年次会合でT A Cの国別配分が検討される。

## (2) マイワシ、スルメイカ

- ・ マイワシ、スルメイカについて、許可隻数の増加抑制、公海操業漁船へのVMS（衛星位置監視装置）の義務付け等の新たな措置を導入。

## (3) IUU（違法・無報告・無規制）漁業対策

- ・ IUU漁船リストに新たに6隻を追加（合計33隻）。
- ・ NPFC条約水域（公海）で操業する漁船にVMSの設置を義務付け。

## (4) EU加盟要望

- ・ ロシアの反対により見送られた。

### 【参考】資源管理措置（下線部は今回採択された措置）

#### (1) サンマの資源管理措置

- ① 遠洋漁業国による北太平洋公海でサンマを漁獲する漁船の許可隻数の増加を禁止（沿岸国は急激な増加を抑制）。
- ② 公海で操業する漁船に、衛星漁船位置監視装置（VMS）の設置を義務付け。
- ③ 洋上投棄の禁止
- ④ 分布域全体の漁獲量が55万6,250トンを超えないことに合意し、NPFC条約水域（公海）での漁獲割当量（TAC）を33万トンに制限（日ロEEZでは、22万6,250トンまでの漁獲が可能）。
- ⑤ 各国の公海での漁獲量は2018年の漁獲実績を上限。
- ⑥ TACは科学委員会の結果を基に、必要に応じ、次回以降の年次会合で見直し。
- ⑦ 小型魚保護のため、東経170度以東における6～7月の漁獲禁止を奨励。

#### (2) マサバの資源管理措置

- ① 可能な限り早期に資源評価を完了させ、それまでの間、遠洋漁業国は漁船の許可隻数の増加を禁止。
- ② マサバを目的とした公海での新規の漁業活動は、条約の関連規定（事前の資源への影響評価なしに実施されないことを確保すること等）に則り決定。
- ③ 沿岸国については、国内TACの範囲内で公海での操業が可能。
- ④ 公海で操業する漁船に、衛星による漁船位置監視装置（VMS）の設置を義務付け。

#### (3) マイワシ、スルメイカの資源管理措置

- ① 資源評価が完了するまでの間、遠洋漁業国は漁船の許可隻数の増加を禁止。
- ② これら魚種を目的とした公海での新規の漁業活動は、条約の関連規定（事前の資源への影響評価なしに実施されないことを確保すること等）に則り決定。
- ③ 沿岸国については、国内TACの範囲内で公海での操業が可能。
- ④ 公海で操業する漁船に、衛星による漁船位置監視装置（VMS）の設置を義務付け。

#### (4) 漁船登録

全ての条約対象魚種について、公海で操業する許可漁船を毎年事務局に登録。

#### (5) IUU漁船対策

IUU（違法・無報告・無規制）漁船リストに新たに6隻の無国籍船隻を追加掲載（合計33隻）。

NPFC海域で操業する漁船にVMSの設置を義務付け。